第3章　みんなで創る安全なまち

施策 9　犯罪の起こらない環境を整備する

前期基本計画での取組状況

自治会、長寿クラブ、学校等からの要望を受け、熊谷駅周辺の防犯活動と環境浄化に取り組んでいる安心館及び熊谷警察署による防犯講座の実施や防犯パトロールへの支援を行ったほか、子どもたちの下校時間に合わせ、青色回転灯防犯パトロール車による巡回パトロールを実施しました。

また、自主防犯組織を拡充するとともに、ベスト、帽子、合図灯等の防犯用品を貸与し、防犯組織の活動を支援しました。

防犯灯については、独立柱及び灯具交換の補助を新設するとともに、青色蛍光管及びLEDの補助金加算を実施しました。

現状と課題

近年は、個人の生活様式や価値観が多様化し、地域住民の結びつきが希薄になってきています。こうした地域の実情が、犯罪増加の一因となっています。

犯罪のほとんどは、日常生活の場で発生しており、その多くは「自転車盗」、「ひったくり」、「車上狙い」などの街頭犯罪や「空き巣」などの侵入盗です。

犯罪者は、生活上のルールが守られていない地域を狙うといわれています。住民同士の連携が弱い、「すき」の多い地域と見られるからです。

そこで本市では、犯罪の防止を図るため、それぞれの地域で自主防犯パトロールを実施しており、犯罪発生件数が減少傾向にあります。しかし、さらに一人ひとりが自ら犯罪を防止する意識をもって、自分が住む地域に目を注ぎ、地域のつながりを強めることにより、犯罪の「機会」を取り除き、「犯罪の起こりにくい地域環境づくり」を推進する必要があります。





防犯パトロール

基本方針

警察、市民、関係団体と連携を図り、地域ぐるみで防犯活動を推進し、防犯意識の高揚と犯罪の起こりにくい環境整備を推進します。

施策の体系

犯罪の起こらない環境を整備する
- 12　防犯意識の高揚を図る
- 13　地域防犯活動を支援し、充実を図る

単位施策

12　防犯意識の高揚を図る

防犯講習会等を開催するとともに、市ホームページ・防犯メールによる犯罪発生状況や不審者等の情報提供を通じ、防犯意識の高揚を図ります。

主な事業

- 防犯講習会等の実施
- 防犯アドバイザーの派遣
- 防犯メールの配信
- 青色回転灯防犯パトロールの実施

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
犯罪発生件数	3,656 件	3,300 件	2,746 件	2,150 件（3,000 件）↗
防犯講習会等の参加者数[注1]	–	–	1,127 人	1,400 人
青色防犯パトロールの回数	–	–	421 回	500 回

単位施策

13　地域防犯活動を支援し、充実を図る

自主防犯組織の拡充と、その活動を支援するとともに、市内事業所等と防犯協定を締結し、地域防犯活動の充実を図ります。

主な事業

- 市内事業所等との防犯協定の締結
- 防犯灯の整備補助
- 防犯カメラの設置
- 防犯パトロール用品の貸与支援

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現状値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
防犯協定の締結数	8 件	30 件	31 件	60 件（60 件）
自主防犯組織の数	233 団体	300 団体	316 団体	350 団体（350 団体）

注1　**防犯講習会等の参加者数**：前期基本計画では県が主催する講習会等も含めていましたが、後期基本計画では市が実施した講習会等のみを対象として、参加者数を計上することとしました。

施策 10

災害に強いまちをつくる

前期基本計画での取組状況

東日本大震災での、災害に対する新たな対応を求められた経験を生かして、地域防災計画を見直しました。

災害対策では、市民の防災意識の高揚を図るとともに、地域の防災力を高めるため、防災に関する啓発事業や自主防災組織の結成・活動支援を行いました。

災害時の危険箇所や避難場所の周知を図るため、洪水ハザードマップ及び地震ハザードマップを全戸配布するとともに、公共施設の耐震化に取り組みました。

治水対策では、新星川改修事業用地の先行取得と下水道雨水幹線の整備を進めました。

現状と課題

近年、東日本大震災をはじめとした大規模な災害が発生しているほか、台風や集中豪雨による風水害が懸念されており、災害発生時には市民の生命や財産を守り、被害を最小限に食い止めるため、日頃から防災対策に取り組まなければなりません。

この震災の教訓を踏まえ、国・県が行う被害想定の見直しなどの調査報告と連携をとりながら、随時、地域防災計画の見直しを行うとともに、災害時に迅速かつ組織的に対策を講じるための災害対応マニュアルの策定が必要となっています。さらに、災害発生時に災害対策本部となり、市民への支援活動の拠点ともなる本庁舎の耐震化も早急に進めなければなりません。

こうした中、災害時における自助、共助の重要性も再認識され、自主防災組織率、防災メール登録者数などの防災対策の指標の値が向上しました。「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識による地域活動に、行政の公助が加わることで防災体制を確立し、市民と行政が一体となった災害に強いまちづくりの充実・強化も求められています。

本市は、過去に自然災害による被害は比較的少ない地域ですが、荒川と利根川の二大河川を有し、それらに流れ込む多くの中小河川や水路があることから、水害に備えた治水対策等が重要となっています。

加えて、国民保護法に基づき、国民保護対策を推進する必要があります。





自主防災訓練

基本方針

東日本大震災を経て、被害想定の見直しが全国規模で実施されることから、新たな被害想定のもと地域防災計画の見直しを行い、計画の実効性を高めるための諸施策を実施することで、災害への対応力の強化を図ります。

また、地域防災計画に基づき、平時には災害予防のための体制整備を行い、災害時には被害を最小限に止めるための対策を行うことで、市民の生命・財産を守ります。

施策の体系

- 災害に強いまちをつくる
  - 14　地域防災計画の見直しと防災体制の充実を図る
  - 15　地域性を考慮した災害対策を進める
  - 16　防災拠点を整備する
  - 17　治水対策を推進する

単位施策

14　地域防災計画の見直しと防災体制の充実を図る

地域防災計画の見直しを随時行い、東日本大震災等の災害から得た教訓や各種の研究結果を計画に反映させることで、計画の実効性を高めていきます。

防災体制については、既存の情報伝達方法の充実を図るほか、防災行政無線のデジタル化など新たな通信技術の導入について検討を進めます。

また、災害時の活動を効果的に行うため、防災活動拠点の資機材等備蓄を充実させるとともに、食料や医薬品等を確保します。

主な事業

- 防災情報メールの配信
- 防災行政無線のデジタル化
- 災害用資機材の充実と備蓄食料等の確保
- 国民保護計画推進事業

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
地域防災計画を知っている市民の割合	24%	40%	33%	50%（50%）
防災メールの登録者数	814 人	1,600 人	9,919 人	17,000 人（2,400 人）↗
防災行政無線（固定系）の受信所数	228 か所	245 か所	240 か所	260 か所（260 か所）

単位施策

15　地域性を考慮した災害対策を進める

市民の防災意識の普及及び高揚を図るとともに、自主防災組織の活動を支援します。また、地域防災力の維持・向上のため、地域防災リーダーの養成に努めます。

主な事業

- 自主防災組織結成時及び資機材整備支援事業
- 自主防災組織訓練支援事業
- 地域防災リーダー養成事業

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
自主防災組織率	26.4%	50%	53.2%	100%（100%）
自主防災組織訓練実施数	29 件	100 件	91 件	165 件（150 件）↗

単位施策

16　防災拠点を整備する

指定避難所や防災拠点となる市庁舎をはじめとした公共施設等の耐震化を計画的に進めます。さらに、避難場所をハザードマップ、広報紙等により市民へ周知するとともに、避難にあたっての必要な知識の普及に努めます。

また、防災拠点としての機能を高めるため、通信手段の確保、被災者支援のシステムの構築を図ります。

主な事業

- 防災拠点耐震化事業
- 防災意識啓発事業
- 本庁舎耐震化事業

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
指定避難所の耐震化率	70.5%	85%	84%	100%（100%）
災害時の避難場所を知っている市民の割合	68%	85%	72%	100%（100%）

単位施策

17　治水対策を推進する

洪水による浸水被害や道路冠水の軽減を図るため、準用河川[注1]新星川をはじめとする河川改修、下水道雨水幹線の整備を進めます。

主な事業

- 準用河川新星川改修事業
- 雨水幹線整備事業

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
準用河川新星川の整備率	61.8%	75%	61.8%	100%（100%）



総合防災訓練



注１　**準用河川**：一級河川及び二級河川以外の河川で、市町村長が河川法に基づいて指定をしたもの。

施策 11

交通事故の減少・防止を図る

前期基本計画での取組状況

熊谷警察署や熊谷市交通指導員と連携し、子どもや高齢者の方を対象に交通安全教室を実施するとともに、熊谷警察署や交通関係団体と連携のもと、春・夏・秋・冬の交通安全運動を通じて、交通安全意識の高揚と正しい交通マナーの啓発と普及に努めました。

また、通学路等の歩道設置の必要性の高い箇所については、歩道の整備を含めた道路拡幅改良工事を行い、整備延長は順調に推移しています。

現状と課題

本市は古くから交通の要衝であり、幹線道路が結節する県北の拠点都市として発展してきました。しかし、人や物の交流が盛んになるにつれて幹線道路が渋滞し、幅員の狭い生活道路を通り抜ける車両も増加しています。

また、最近の交通事故の傾向として、子どもや高齢者が関わる事故や、環境にやさしい乗り物として見直されている自転車が関わる事故が多く発生しています。

このため、交通事故の減少・防止を図るため、家庭、学校、地域、事業所、警察や行政など関係機関が連携して、市民の交通安全意識を高めるとともに、交通弱者の視点からの道路整備や交通安全対策を進める必要があります。



交通安全教室



基本方針

交通事故のない安全で安心な都市を目指し、警察や交通関係団体と連携し、交通安全意識の高揚と正しい交通マナーの啓発、普及に努めます。

また、緊急性の高い通学路の歩道整備を重点的に進めるとともに、側溝の蓋掛けにより歩行空間を確保するなど、地域の実情に応じた対策をとり、交通事故の防止を図ります。

施策の体系

交通事故の減少・防止を図る ―― 18　交通安全対策を進める

単位施策

18　交通安全対策を進める

子どもから高齢者にいたるまで、市民一人ひとりが人の命の大切さを認識することを目指して、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの啓発、普及を図ります。

また、通学路等の歩道設置の必要性の高い箇所については、歩道の整備を含めた道路拡幅改良工事を行い、ソフトとハードの両面から交通事故の減少・防止を図ります。

主な事業

・交通安全教育の充実
・交通安全意識の啓発、普及
・自転車運転マナーの啓発、普及
・自転車駐車場の利用促進、自転車の放置防止指導
・ゾーン30整備事業、通学路交通安全対策事業

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
交通事故発生件数	1,615 件	1,500 件	1,202 件	1,000 件（1,400 件）↗
交通安全教室の参加者数	13,631 人	14,400 人	13,089 人	15,000 人（15,000 人）
通学路の歩道の整備延長[注1]	–	500 m	1,198 m	1,400 m（1,200 m）↗


歩道が整備された通学路

注１　**通学路の歩道の整備延長**：総合振興計画の計画期間中（平成 20 年度から 29 年度まで）に、整備する歩道の延長（累計）です。

施策 12

消費者被害を防止する

前期基本計画での取組状況

市民が気軽に相談できて、しかも頼れる消費生活相談窓口となるよう機能を充実させるとともに、街頭ＰＲの実施や消費生活講座の開催などを通じて相談窓口の周知を図ったことにより、相談件数が増加しました。

また、消費者被害を防止するため、消費者啓発チラシを全戸配布するとともに、各種イベント等で配布し、被害防止対策の周知に努めました。

さらに、県の多重債務対策協議会のメンバーとなり、協議や情報交換をするとともに、多重債務者相談強化キャンペーンとして、広報活動や無料相談会を実施しました。

現状と課題

一人暮らしの高齢者を狙った悪質な訪問販売や振り込め詐欺による被害に加え、インターネット等を利用した通信販売の普及により、消費生活に関するトラブルは、多様化・複雑化しています。

このため、消費生活に関する知識の普及や、被害にあった場合の対処方法等について情報提供を行うとともに、新たな手口によるトラブルに対処するための迅速な情報収集と知識の習得に努め、相談体制の充実を図る必要があります。



消費生活相談

基本方針

消費生活に関するトラブルに対処するため、消費生活相談の充実を図るとともに、相談窓口等のＰＲに努めます。また、消費生活に関するトラブルを防ぐため、消費者を対象とした講習会の充実を図ります。

施策の体系

消費者被害を防止する ―― 19　消費者被害を防止する

単位施策

19　消費者被害を防止する

専門の知識を有する消費生活相談員による相談業務を行うとともに、消費生活講座の開設や講師の派遣により消費生活に関する知識の普及に努めます。

主な事業

・消費生活相談の充実
・消費生活講座の開設

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
消費生活講座への参加者数	953 人	1,200 人	791 人	1,600 人（1,600 人）



消費生活講座

施策 13

消防力を強化する

前期基本計画での取組状況

火災予防対策の推進では、防火管理者の選任率が向上し、防火管理体制の充実が図られ、予防査察件数も少しずつではありますが、増加の傾向にあります。

消防体制の充実では、新中央消防署の開設をはじめ、支援車、梯子車、消防ポンプ車等の更新整備等も進み、消防団員の確保・育成などもおおむね順調に推移しています。

また、救急・救助体制の充実では、救急救命士の数、救命講習受講者数ともに「めざそう値」を上回り、救命率の向上に向けた取組は確実に進捗しています。

現状と課題

本市では、年間約 100 件の火災出動、8,000 件を超える救急出動、約 130 件の救助出動があり、さらに、300 件を超える救急支援活動（注1）があります。

これらの災害等に適切かつ効率的に対応し、前期計画と同様に災害から市民の安全を守り、安心して暮らすことができる環境を維持するため、火災予防対策を推進するとともに、消防体制及び救急・救助体制の充実を図る必要があります。

平成 23 年 10 月には、県内で初となる消防通信指令事務の共同運用を行田市と開始し、消防業務の効率的な運用を行っていますが、消防救急無線のデジタル化に向け、今後、両市で検討を進める必要があります。

また、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化を図るため、消防の広域化が求められており、実現の可能性について検討しなければなりません。



消防車両

注1　**救急支援活動**：救急車が他の場所へ出動中で到着に時間がかかる場合や、救急隊だけでは対応が難しい場合などに、最寄りの署からＡＥＤ（自動体外式除細動器）などを積んだ消防ポンプ車が出動し、救急隊を支援する活動です。ＡＥＤは、心臓が細かくふるえる「心室細動」によって血液を流すポンプ機能を失った心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。

基本方針

災害、事故等に迅速かつ的確に対応し、市民の生命、身体及び財産を守るため、消防力の強化を図ります。

施策の体系

- 消防力を強化する
  - 20　火災予防対策を推進する
  - 21　消防体制の充実を図る
  - 22　救急・救助体制の充実を図る

単位施策

20　火災予防対策を推進する

火災の発生を未然に防止するため、防火対象物等への予防査察を積極的に実施し、防火管理体制の充実を図ります。また、地域と密着した火災予防行事等を展開し、火災を出さない環境づくりに努めます。

主な事業

- 予防査察の強化
- 火災予防講習会及び住宅防火講演会の実施
- 住宅用火災警報器の普及啓発

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
予防査察件数	477 件	580 件	537 件	700 件（910 件）↘
防火管理者の選任率	60.2%	65%	68.8%	75%（75%）
住宅火災件数	38 件	35 件	28 件	30 件（30 件）



消防フェア

単位施策

21　消防体制の充実を図る

複雑多様化している火災その他の災害に対処するため、今後も消防施設等の計画的配備や近代化を進めます。

主な事業

- 消防ポンプ車等の装備・資器材の充実
- 消防救急無線のデジタル化
- 消防水利の設置
- 消防団設備の充実、団員の確保・育成
- 消防分署の統廃合

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
消火栓の設置数	－	－	3,774 か所	3,890 か所
防火水槽の設置数	506 か所	550 か所	521 か所	530 か所（590 か所）↘
さく井式井戸の設置数	788 か所	800 か所	800 か所	810 か所（810 か所）

単位施策

22　救急・救助体制の充実を図る

救急救命士の養成やより多くの市民を対象とした救命講習の実施により、救命率の向上を図ります。また、複雑多岐にわたる災害に対応するため、救助資器材の充実に努め、併せて救助隊員の養成を図ります。

主な事業

- 救命講習及び応急手当講習の実施
- 救急救命士の養成
- 救助隊員の養成

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値	現　状　値	後期 めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
救急救命士の数	26 人	40 人	39 人	50 人（50 人）
救命講習の受講者数	6,500 人	11,300 人	12,589 人	21,000 人（16,100 人）↗







予防査察



救命講習



救助訓練